

令和5年1月27日

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社 極 洋

1. 基本的な考え方

当社およびグループ会社（以下当社グループという）は、株主をはじめとするステークホルダーに対し、透明性の高い経営を行うとともに、迅速果断な意思決定を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指していくことをコーポレートガバナンスの基本方針とする。併せて当社の企業理念・グループ企業行動憲章を遵守し、コンプライアンスを徹底するための適正な監視、監督体制を構築し、経営の効率性、公正性の確保に努める。

2. コーポレートガバナンス体制

（1）取締役会

①役割・方向付け

取締役会は、当社の企業理念・グループ企業行動憲章を基盤として策定された中期経営計画・年次予算を決定し、戦略の方向付けを行う。重要な業務執行の決定を行う場合には、戦略の方向性を踏まえて建設的な議論を重ね、業務執行の可否や修正要否を決定する。

②構成員の多様性

取締役会は、各事業や管理業務・コンプライアンスに精通した社内取締役、独立性の高い社外取締役、財務・会計・法律に関する知見を有した監査役等、知識・経験・能力等のバランスの良い構成とすることを基本とし、またジェンダーや国際性にも配慮することで、多様性と適正規模を両立させる。

③議論の活発化

取締役会は、その審議に当たり建設的な議論・意見交換が活発に行われる様な気風の醸成に努める。

④審議内容の明確化

取締役会は、取締役会規則・りん議規則などを定めることにより、経営陣が審議・執行できる範囲を明確にする。

⑤適切な運営

取締役会は、その開催スケジュールと予測される審議内容を予め計画し、審議資料の事前配布、適切な情報提供、十分な審議時間の確保を行う。

⑥リスク管理

取締役会は、キョクヨーグループリスク管理基本規則に基づき、想定されるあらゆるリスクの状況と対応策を共有する。

その上で、経営陣からの重要な業務執行提案について、リスクを的確に把握した上で各取締役が独立した客観的な立場でその影響度を検証し、リスクの許容・ヘッジ・回避を判断するとともに、説明責任を確保することで適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

⑦実効性評価

取締役会は、経営陣・取締役に対する適切な評価を行う。また内部統制やリスク管理、利益相反取引などを適切に管理する。

⑧取締役の選解任

取締役会は、会社の業績・持続的な成長と企業価値の向上を踏まえ、経営陣の選任と解任を行う。

取締役および監査役候補者が他の上場会社の役員を兼任する場合には、業務への影響が合理的な範囲となる様留意する。

⑨報酬

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（定額）と業績連動型株式報酬から構成する。社外取締役および監査役は基本報酬（定額）のみとする。

基本報酬は、各取締役の職責に基づき決定する。業績連動型株式報酬は連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、退任時に信託を通じ当社株式を支給する。

⑩情報提供

取締役会は、透明・公正かつ迅速な意思決定のための必要な情報提供を積極的に行う。

⑪トレーニング

取締役および監査役に対しては、定期的に役員研修会を開催するなど、その役割・責任を適切に果たすためのトレーニングの機会を提供する。外部セミナーへの参加、外部団体への加入を推奨し、新任社外役員に対しては、その就任後速やかに当社グループの事業にかかわる説明を実施する。

(2) 監査役会

①監査役会の責務

監査役会は、法令に基づく報告・請求、業務・財産状況の調査、外部会計監査人の選解任等を通じて、取締役の職務の執行や会社の内部統制等についての監査を行い、社外監査役の強固な独立性と常勤監査役としての情報収集能力、社内監査役の業務・業界知識を組み合わせることで、その実効性を高める。

②外部会計監査人の適切な評価

監査役は、監査報告等を通じて外部会計監査人の職務の状況を把握し、定期的な意見交換を通じてその独立性と専門性を確認する。

③社外取締役との連携

社外監査役は、意見交換等を通して社外取締役との連携を図る。

(3) 社外取締役

①社外取締役の責務

社外取締役は、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督を行う。

②選任基準および独立性基準

社外取締役として、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる人物を選定する。その独立性を東京証券取引所の独立性の要件に加え、別紙の通り当社独自の基準を考慮して判断する。

(4) 指名・報酬委員会

①役割

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申する。

②構成

指名・報酬委員会の委員は3名以上とし、委員のうち過半数は独立社外取締役とする。

3. ステークホルダーとの協業

(1) 資本政策

①配当政策、数値目標

株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付け、企業体質の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実と安定配当の継続により、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指す。

②情報の開示

増資や MBO といった既存株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際は、情報を速やかに開示する。

(2) 株主総会

①株主権利の保護

株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止めおよび株主代表訴訟の提起など、会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規則で権利行使の方法を定め、その権利行使を円滑に行えるよう整備する。

②適切な日程

より多くの株主が株主総会に出席できるよう適切な開催日の設定を行う。

③迅速な情報開示

株主総会議案を当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等を通じて、迅速かつ適切に開示する。

④議決権の尊重

株主総会決議事項の議決権行使結果について分析し、検討を行う。

(3) 利益相反

①関連当事者取引

利益相反のおそれのある関連当事者取引を行う場合は取締役会の決議を要することとし、また関連当事者取引の有無について、当社役員および子会社代表取締役に対し年度末に調査を実施し適切に監視を行う。

②政策保有株式

取引関係の維持・安定化や、お互いの信頼関係の醸成など保有目的の合理性を総合的に勘案し、投資目的以外の株式を保有することがある。取締役会は毎期全ての政策保有株式を対象に「保有目的」「取引状況」「配当」「資本コスト」などを精査し、保有または縮減を判断する。

議決権行使にあたっては、原則として保有先の取締役会の判断を尊重するも、当社グループとの関係・取引に悪影響を及ぼすと考えられる場合、株主共同の利益を損なうと考えられる場合は、慎重に検討の上、賛否を判断する。

③買収防衛策

『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』については、経営陣の保身を目的とするものではないことを前提として、当社の企業価値、株主利益の毀損の恐れがある大量買付行為を抑止する為、その必要性・合理性の検討や適正な手続きの確保を行った上で、株主への十分な説明に努める。

4. コミュニケーション

①情報開示

株主を含めたすべてのステークホルダーに対して、正確な企業情報をわかりやすい表現により、公平かつ迅速に情報開示を行う。

②インサイダー情報管理

インサイダー情報の管理については内部情報管理規則を定め、その運用の徹底を図り、インサイダー情報の漏洩防止に努める。

③株主等ステークホルダーとの対話

当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、ステークホルダーとの対話を積極的に行う。また定期的に決算説明会を開催するとともに、IR 資料はホームページを通じて広く公開する。

IR 活動を通じて把握された意見などについては社内でフィードバックを行い、情報の共有を図る。

5. 企業価値の向上

(1) 企業価値向上経営

①企業理念

経営トップから従業員一人ひとりに至るまで、『人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。』との企業理念と、グループ企業行動憲章を基に、企業価値向上に努める。

②コンプライアンス

コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社グループの役職員に対しその周知徹底に努める。

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制については、内部統制室が個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査、モニタリングを行い、その運用の有効性については、必要に応じて取締役会へ報告する。

③中期経営計画

企業理念・グループ企業行動憲章を基盤として、業績、将来の社会情勢および経済情勢等を踏まえ中期経営計画を定期的に策定し、背景や内容、前中期経営計画の達成状況について、当社ホームページ、決算説明会等でステークホルダーへの説明を行う。

(2) 持続可能性

①環境方針

企業理念に基づきキョクヨーグループ環境方針を制定し、生物多様性の保全につながる資源の有効活用と安心・安全な食品の提供を心がけるとともに、地球環境に配慮した事業活動を推進し持続可能な社会の発展に貢献する。

②人材の多様性

社内の異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観は、会社の持続的成長を確保する上で重要であるとの考え方に基づき、性別や国籍その他の属性に関わらず、本人の希望や能力、経験に応じた多様な人材登用を進める。

(3) 遵法性

①内部通報制度

法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とし、通報者が保護される内部通報システムを設け、内部通報者保護規則に基づきその運用を行う。

②外部会計監査人との連携

外部会計監査人が適正な監査を行えるよう体制確保に努め、外部会計監査人と監査役や内部監査部門、社外取締役との連携についても確保に努める。

③内部監査

社長を委員長とする内部監査委員会を設置し、その下部組織である内部監査チームが当社グループを対象に内部監査を行う。監査結果は内部監査委員会および常勤監査役へ報告され、問題点等は、内部監査委員会が担当部署に対し改善の指示を行う。

以 上

(別紙) 社外役員の独立性基準

当社は、社外役員が、次のいずれの項目にも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断することとする。

【自社・取引先】

- (1) 直近3年以内に当社グループの主要取引先(注1)の業務執行取締役、執行役、従業員(以下、「業務執行者」という)として在籍していた者とその近親者
- (2) 直近3年以内に当社グループを主要な取引先とする会社(注2)に業務執行者として在籍していた者とその近親者
- (3) 直近3年以内に当社グループの主要借入先(注3)の業務執行者として在籍していた者とその近親者

【株 主】

- (4) 直近3年間に於いて、当社株式議決権の10%以上を有する株主(法人の場合は、その会社に在籍していた業務執行者)とその近親者
- (5) 当社が主要株主(10%以上有する)である会社の業務執行者

【利害関係】

- (6) 直近3年以内に於いて、当社グループから年間1,000万円以上の報酬を受けていた専門的な役務の提供者(注4)とその近親者
- (7) 直近3年以内に於いて、当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けていた者

【相互関係】

- (8) 取締役、監査役の相互派遣関係にあるもの
- (9) 当社グループから取締役、監査役を受け入れている会社の業務執行者

(注1) 当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績をもつ取引先を指す。

(注2) 当社グループ直近事業年度において、その会社の年間連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い額以上の取引実績をもつ取引先を指す。

(注3) 当社グループ直近事業年度における連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している借入先を指す。

(注4) 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、コンサルタント、顧問等を指す。